

II. 本市における母子家庭等の現状と課題

1. 現状

本市の母子家庭等の現状は、下記の「婚姻件数・離婚件数の推移」、「ひとり親家庭になった理由」、「ひとり親家庭の世帯数の推移」、「児童扶養手当及び母子家庭医療助成の認定状況」からみると、母子家庭となる主な要因は「離婚」が約 8 割を占めており、離婚件数は平成 17 年度が最も高く、離婚率は平成 16 年度に比べやや減少傾向が見られます。

また、母子家庭数は、この 5 年間に於いて年平均約 227 世帯増加しており、そのうちの約 73%が児童扶養手当を受給している状況となっています。

一方、父子家庭数は、この 5 年間に於いて年間約 1,500 世帯程度で推移している状況となっています。

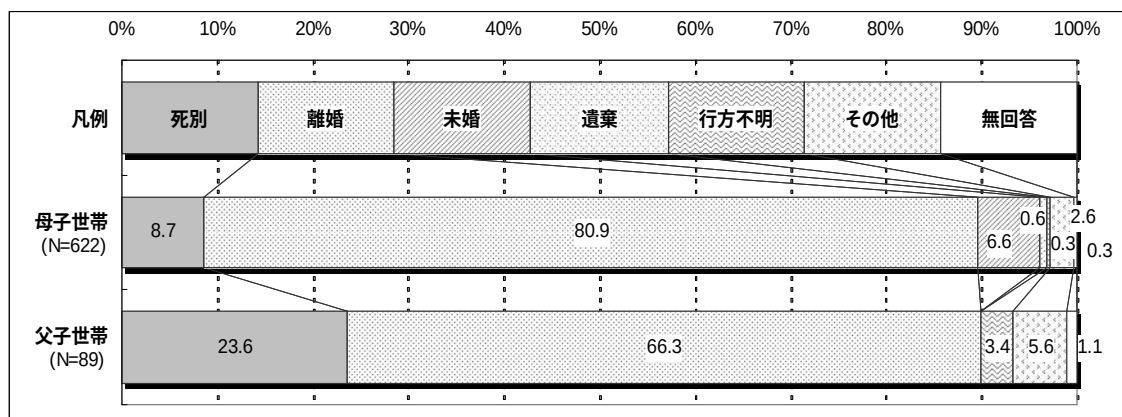
(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

項 目	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
婚 姻 件 数	2,983	3,224	3,243	3,211
離 婚 件 数	1,320	1,326	1,163	1,205
離 婚 率 (‰)	2.76	2.58	2.26	2.34

※ 離婚率は、年間離婚届出数／松山市の人口（10 月 1 日現在）×1,000 人

※ 平成 17 年度以降は、旧北条市と旧中島町（平成 17 年 1 月合併）を含めた数値

(2) ひとり親家庭になった理由



※ 平成 20 年松山市母子世帯等調査結果より

(3) ひとり親家庭の世帯数の推移

項 目	12 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
母子家庭数	5,804	6,817	7,271	7,416	7,581	7,724
父子家庭数	1,506	1,395	1,512	1,512	1,504	1,458
核家族母子家庭数	3,684	—	4,305	—	—	—
核家族父子家庭数	423	—	440	—	—	—

※ 母子家庭数は、母子家庭医療費助成受給世帯及び生活保護を受給している母子家庭の合計（毎年4月1日現在の数値）

※ 父子家庭数は、住民基本台帳に基づく数値（毎年4月1日現在の数値）

※ 核家族母子家庭数、核家族父子家庭数は、平成12・17年の各10月1日に実施された国勢調査結果に基づく数値

(4) 児童扶養手当及び母子家庭医療助成の認定状況

年 度	母子 家庭数 (A)	児 童 扶 養 手 当				支給 停止 者数 (C)	母子家庭 に占める 受給者の 割合 (%) (B)/(A)
		受給 資格者数 (B)+(C)	受給者 総数 (B)	全部 受給者数	一部 受給者数		
16	6,817	5,187	4,841	(3,288)	(1,553)	346	71.0
17	7,271	5,917	5,562	(3,798)	(1,764)	355	76.5
18	7,416	5,740	5,395	(3,668)	(1,727)	345	72.7
19	7,581	5,851	5,486	(3,716)	(1,770)	365	72.4
20	7,724	5,885	5,504	(3,655)	(1,849)	381	71.3

※ 母子家庭数及び児童扶養手当受給資格者数等は、毎年4月1日現在の数値

※ 支給停止者とは、本人及び扶養義務者の所得により支給が停止されている者

母子家庭 医療助成事業	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
受給世帯数	6,402	6,882	7,027	7,145	7,275
受給者数	15,061	15,753	16,891	17,200	17,538
助成件数	158,743	166,080	183,689	189,286	196,897

※ 受給世帯数、受給者数、助成件数は、毎年4月1日現在の数値

2. 課題

本市の現状及び「※平成 20 年度松山市母子世帯等調査」の結果を踏まえ、母子家庭等が抱える（１）子育てと生活に関する課題、（２）就業に関する課題、（３）経済状況に関する課題、（４）養育費に関する課題、（５）相談に関する課題について検討します。

※平成 20 年度 松山市母子世帯等調査

市内の母子家庭及び父子家庭の生活実態を把握し、母子家庭等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るために、無作為抽出した市内在住の母子家庭 1,500 世帯（回収票数 622 票、回収率 41.5%）及び父子家庭 300 世帯（回収票数 89 票、回収率 29.7%）を対象に平成 20 年 8 月に実施した調査です。

（１）子育てと生活に関する課題

本市におけるひとり親家庭の親の多くは、小学生以下の子どもを抱えながら午後 6 時～8 時までの間に帰宅するなど、子育てと仕事の両立に迫られている状況にあることから、ひとり親家庭の生活状況を十分に踏まえ、現状に応じた子育て支援策の充実を図ることが重要な課題であると考えられます。

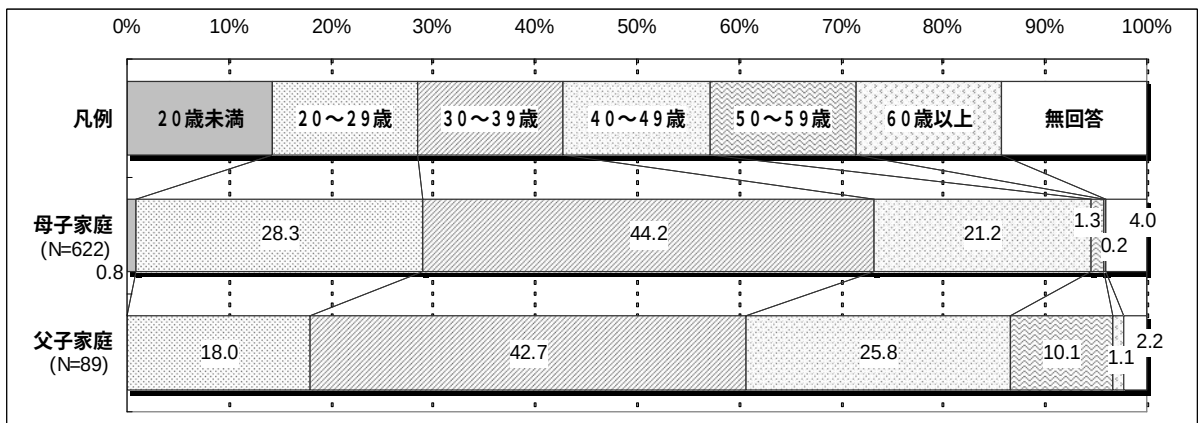
また、母子家庭の母と父子家庭の父の悩みの違いは、育児や家事など生活面に起因することが多いことから、特に父子家庭においては、適正な食事・栄養の確保等の生活面の自立を支援していくことが課題であると考えられます。

①ひとり親になった時の親の平均年齢（表 1）

母子家庭の母の平均年齢は 33.8 歳であり、年齢階級別でみると「30～39 歳」が最も多く、「20～29 歳」が続いています。

父子家庭の父の平均年齢は 37.9 歳であり、年齢階級別でみると「30～39 歳」が最も多く、「40～49 歳」が続いています。

表 1 ひとり親になった時の親の年齢

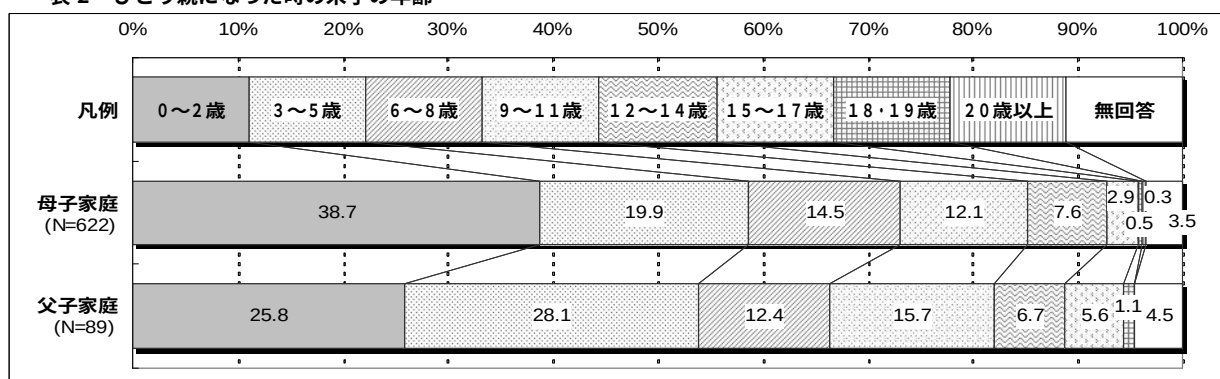


②ひとり親になった時の末子の平均年齢（表2）

母子家庭においては5.1歳、年齢階級別でみると母子家庭は「0～2歳」が最も多く、「3～5歳」が続いています。

父子家庭においては6.0歳、年齢階級別でみると母子家庭は「3～5歳」が最も多く、「0～2歳」が続いています。

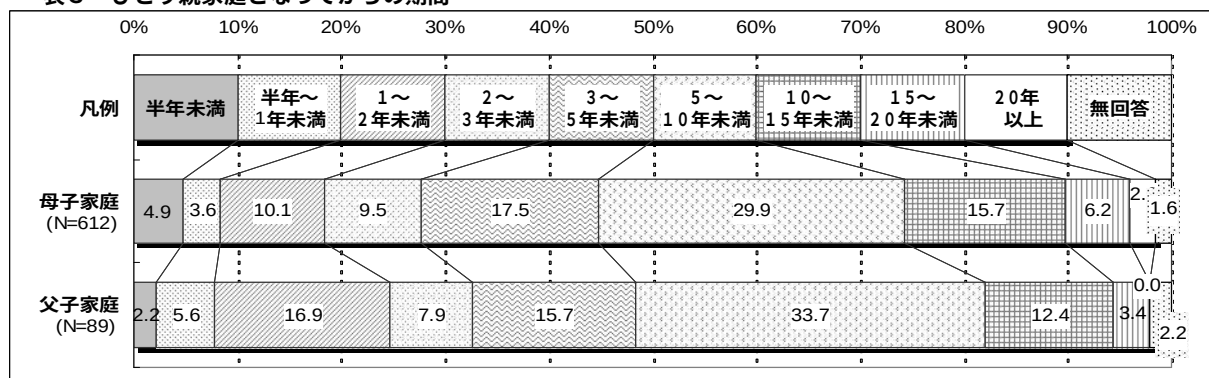
表2 ひとり親になった時の末子の年齢



③ひとり親になってからの期間の平均（表3）

母子家庭の母は6.3年、父子家庭の父は5.3年で、その期間は母子・父子家庭ともに「5～10年未満」が最も多くなっています。

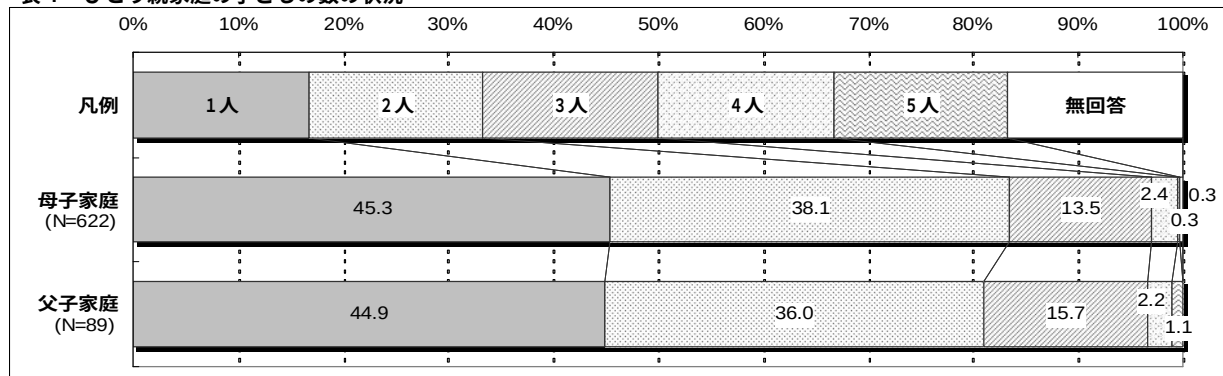
表3 ひとり親家庭となつてからの期間



④ひとり親家庭の子どもの数の状況（表4）

母子家庭においては1.74人、父子家庭においては1.79人であり、母子・父子家庭ともに子どもの数は「1人」が最も多く、45%程度となっています。

表4 ひとり親家庭の子どもの数の状況

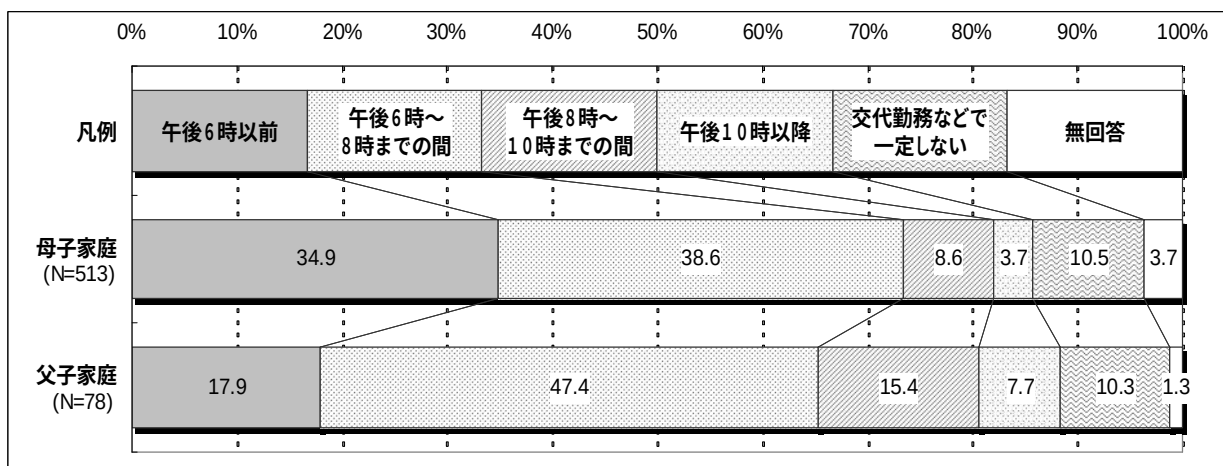


⑤ひとり親家庭の親の帰宅時間（表5）

母子・父子家庭ともに「午後6時～8時までの間」が最も多く、母子家庭の母 38.6%、父子家庭の父 47.4%となっています。

帰宅時間が、「午後10時以降の帰宅」、「交代勤務などで一定しない」は、母子家庭の母においては14.2%、父子家庭の父においては18.0%となっています。

表5 ひとり親家庭の帰宅時間



⑥ひとり親家庭の同居家族（表6-1、表6-2）

親と同居しているひとり親家庭は、母子家庭 24.6%、父子家庭 38.2%となっています。母子・父子のみの家庭は、母子家庭 71.7%、父子家庭 56.2%となっています。

父子家庭の方が親等からの生活面における援助を受けやすい状況であることがうかがわれます。

表6-1 母子家庭の構成（割合は総数との対比）

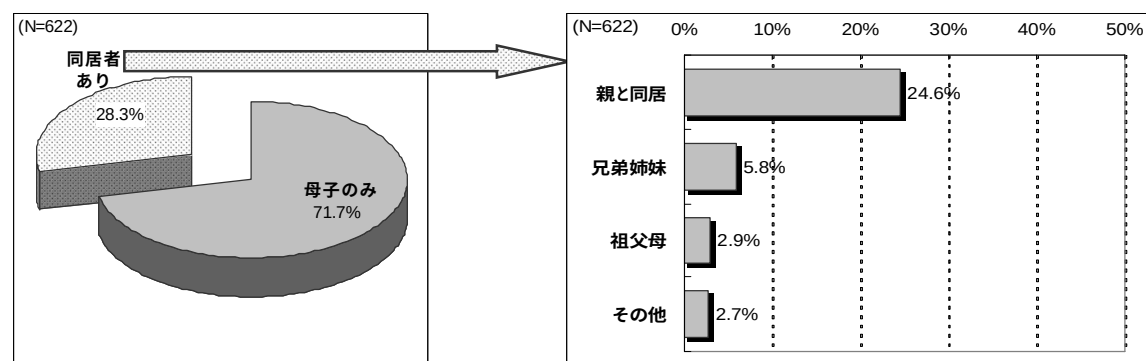
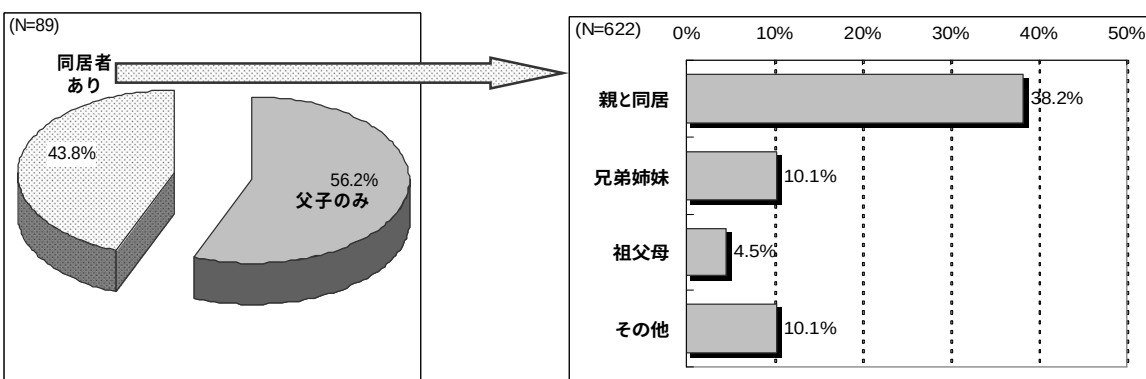


表6-1 父子家庭の構成（割合は総数との対比）



⑦子どもについての悩み（表7-1、7-2）

母子家庭の母は、子どもの性別を問わず「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」という結果となっています。

父子家庭の父は、子どもの性別を問わず「教育・進学」が最も多く、次いで男の子については、「健康」、「食事・栄養」の順となっており、女の子については、次いで「食事・栄養」、「しつけ」の順という結果となっています。

表7-1 母子家庭の母が抱える子どもについての悩みの内訳

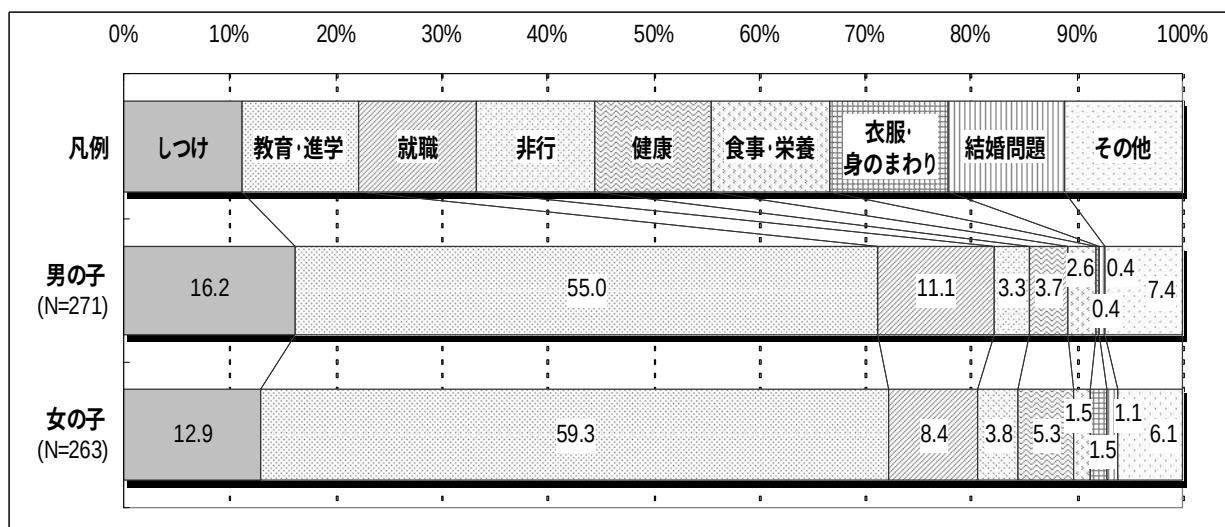
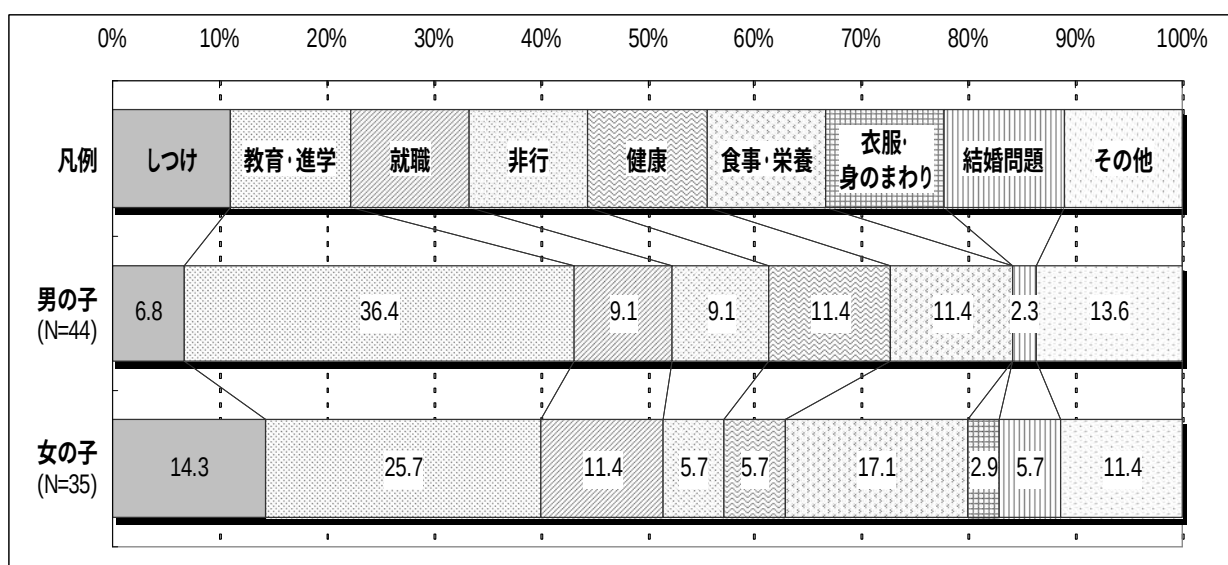
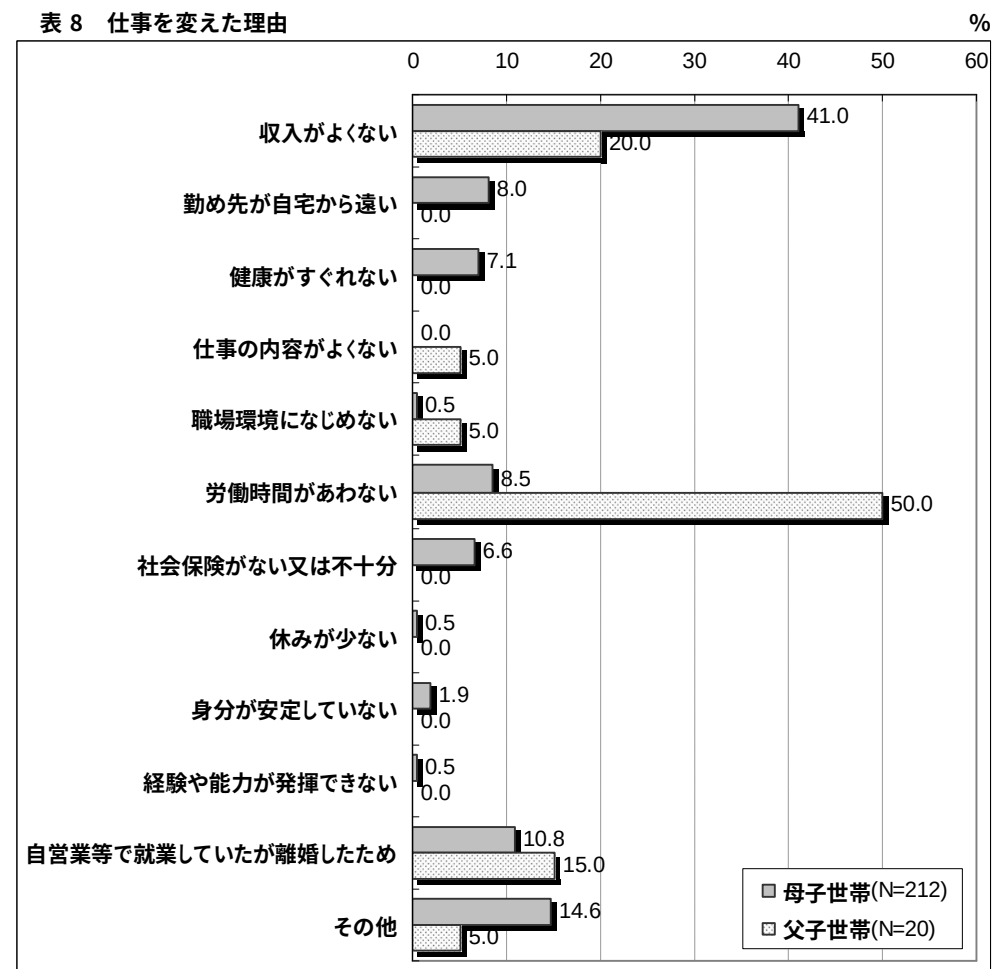


表7-2 父子家庭の父が抱える子どもについての悩みの内訳



⑧離婚を契機に転職した理由（表 8）

母子家庭の母では「収入がよくない」が 41.0%と最も多く、父子家庭の父では「労働時間があわない」が 50.0%と最も多くなっています。



（２）就業に関する課題

本市におけるひとり親家庭の就労収入や就業状況においては、母子家庭の母は就業しているものの、年間就労収入は 175.9 万円と低い現状にあり、一方、父子家庭の父は年間就労収入が 402.3 万円となっており、母子家庭に比べると高くなっています。

母子家庭の母は、転職希望が 37.2%あり、その転職理由については、「収入がよい」が 52.9%と最も多くなっており、これらのことから母子家庭の母が安定した雇用のもとで十分な就労収入を得られることが重要であり、資格取得を含めた就労面における支援策等の充実が課題であると考えられます。

①平成 19 年のひとり親家庭の年間就労収入状況（表 9、表 9－2、表 9－3）

母子家庭の平成 19 年の年間就労収入（実際に働いて得た収入）は 175.9 万円となっており、平均世帯人員は 3.28 人となっています。

父子家庭の平成 19 年の年間就労収入（実際に働いて得た収入）は 402.3 万円となっており、平均世帯人員は 3.72 人となっています。

表 9 平成 19 年のひとり親家庭の年間収入状況

母子家庭	平均世帯人員	3.28 人	父子家庭	平均世帯人員	3.72 人
	平均収入 (うち就労収入)	212.6 万円 (175.9 万円)		平均収入 (うち就労収入)	408.5 万円 (402.3 万円)

※平均世帯人員は、同居している祖父母や親兄弟全てを含んだ人数

表 9-2 母子家庭の母の年間就労収入の構成割合（雇用形態別）

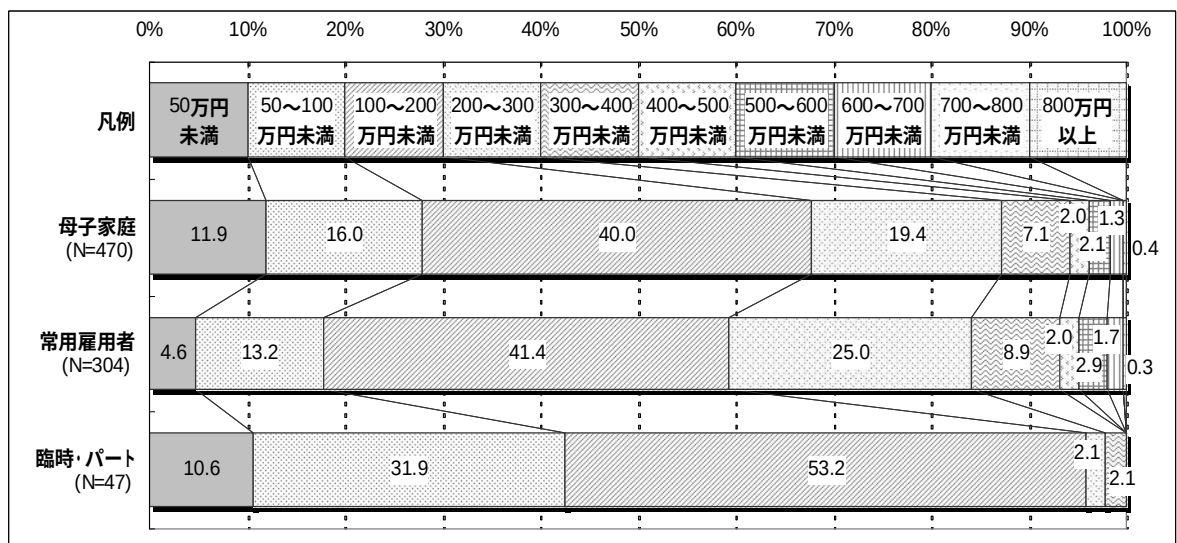
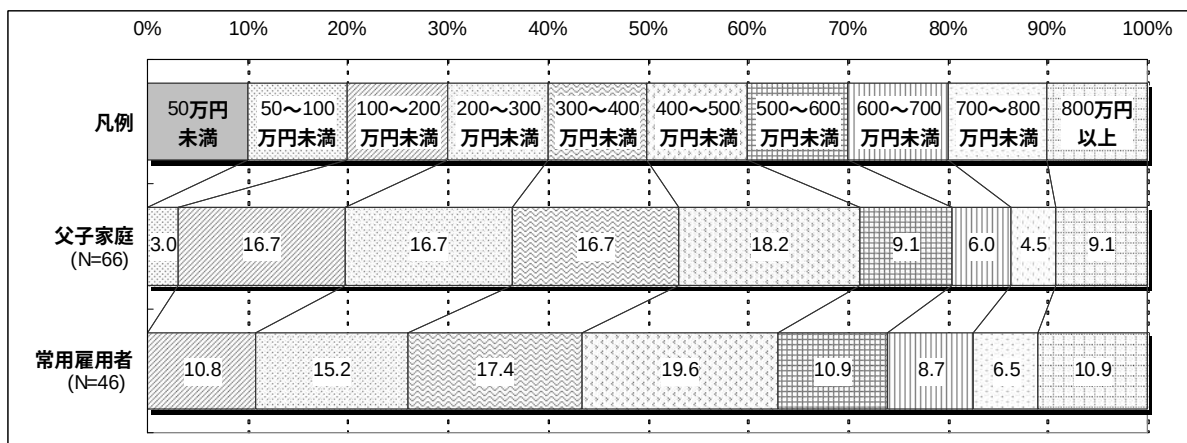


表 9-3 父子家庭の父の年間就労収入の構成割合（雇用形態別）



②ひとり親家庭の親の就業状況（表10-1、表10-2）

母子家庭の母の82.5%が就業しており、このうち「常用雇用者」が72.9%と最も多く、次いで「日々または1年未満の期間を定めて雇われる臨時・パート」が12.9%、「不就業」は13.7%であり、父子家庭の父においては87.6%が就業しており、このうち「常用雇用者」が69.2%、「自営業主」が14.1%、「家族従業者」が6.4%、「不就業」は7.9%です。

表 10-1 ひとり親家庭の就業状況（上段・・・人数 下段・・・パーセンテージ）

	全 体	就 業 し て い る							不 就 業	無 回 答
			自 営 業 主	常 用 雇 用 者	臨 時 ・ パ ー ト	派 遣 社 員	家 族 従 業 者	そ の 他		
母子家庭	622	513	20	374	66	20	8	25	85	24
	100.0	82.5	3.9	72.9	12.9	3.9	1.6	4.9	13.7	3.9
父子家庭	89	78	11	54	3	-	5	5	7	4
	100.0	87.6	14.1	69.2	3.8	-	6.4	6.4	7.9	4.5

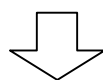
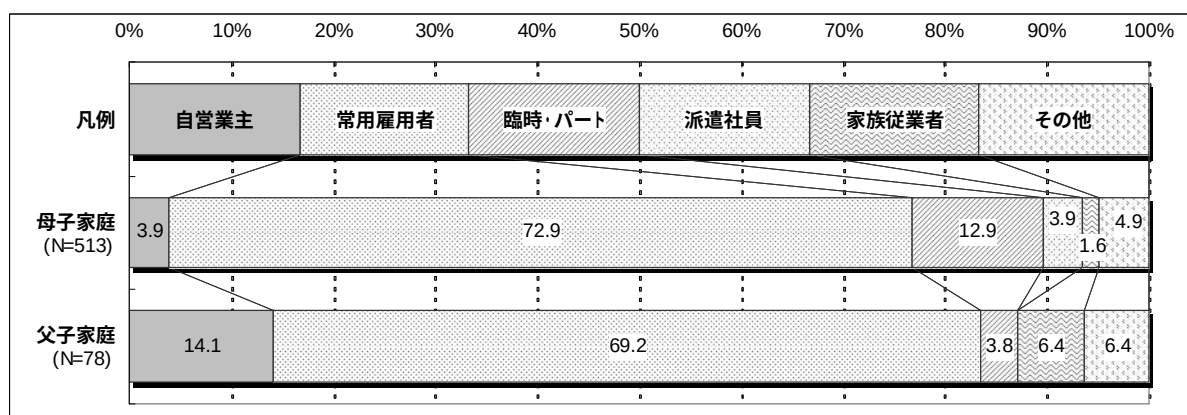


表 10-2 就業している親の雇用形態別構成



③資格の有無等及び有する資格の役立ち具合（表11-1、表11-2）

現在就業している母子家庭の母で、「資格を有している」のは66.3%あり、そのうち有している資格が仕事に役立っている若しくは役立ったことがあると回答した者の割合は、68.7%となっています。また、父子家庭の父では、「資格を有している」のは66.7%あり、そのうち有している資格が仕事に役立っている若しくは役立ったことがあると回答した者の割合は、86.3%となっています。

表11-1 資格の有無

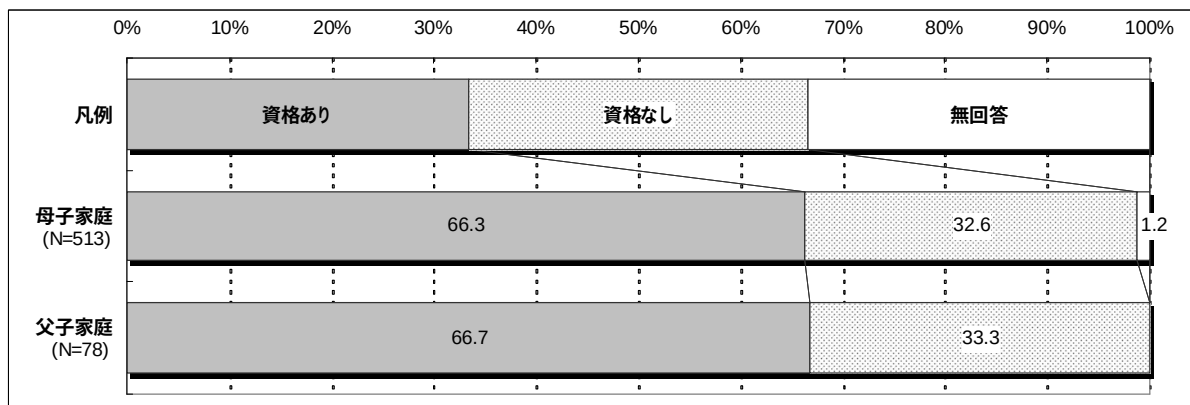
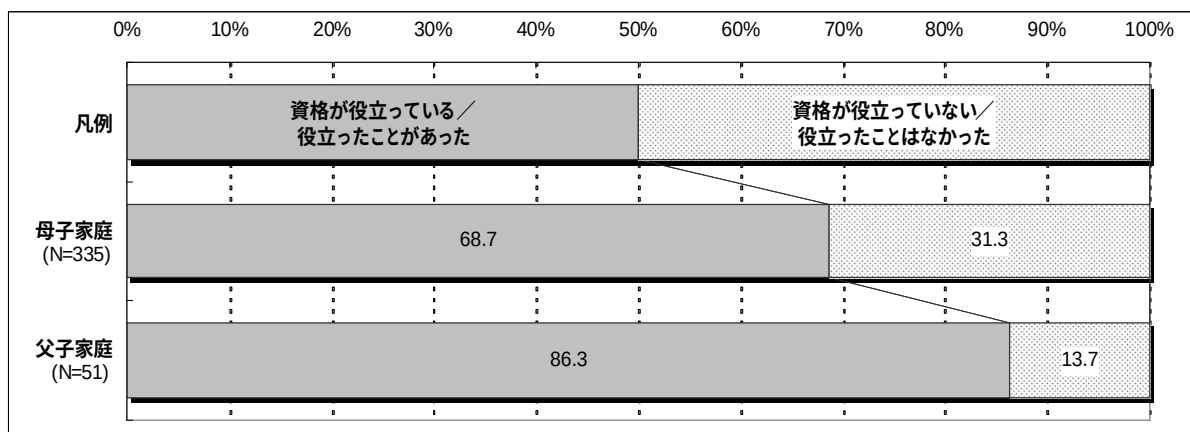


表11-2 有している資格が役立った若しくは役立ったことがあった



④母子家庭の母の転職希望及び転職理由（表12-1、表12-2）

母子家庭の母の転職の希望については、「仕事を変えたい」が37.2%あり、そのうち「収入がよくない」という理由が52.9%で最も多くなっています。

表12-1 母子家庭の母の転職希望の有無

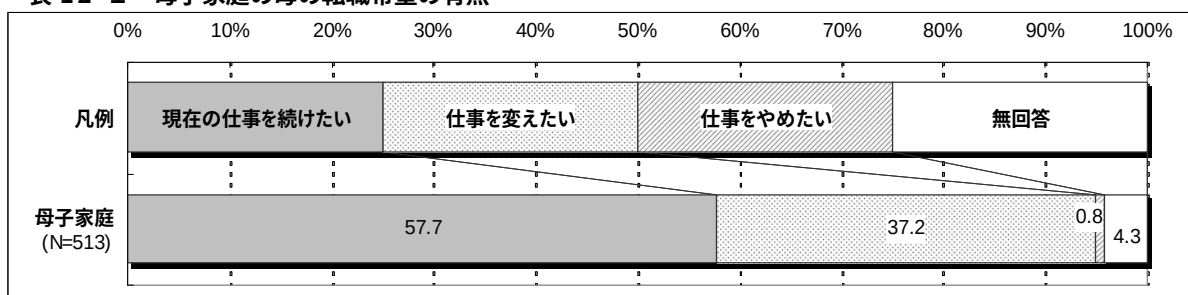
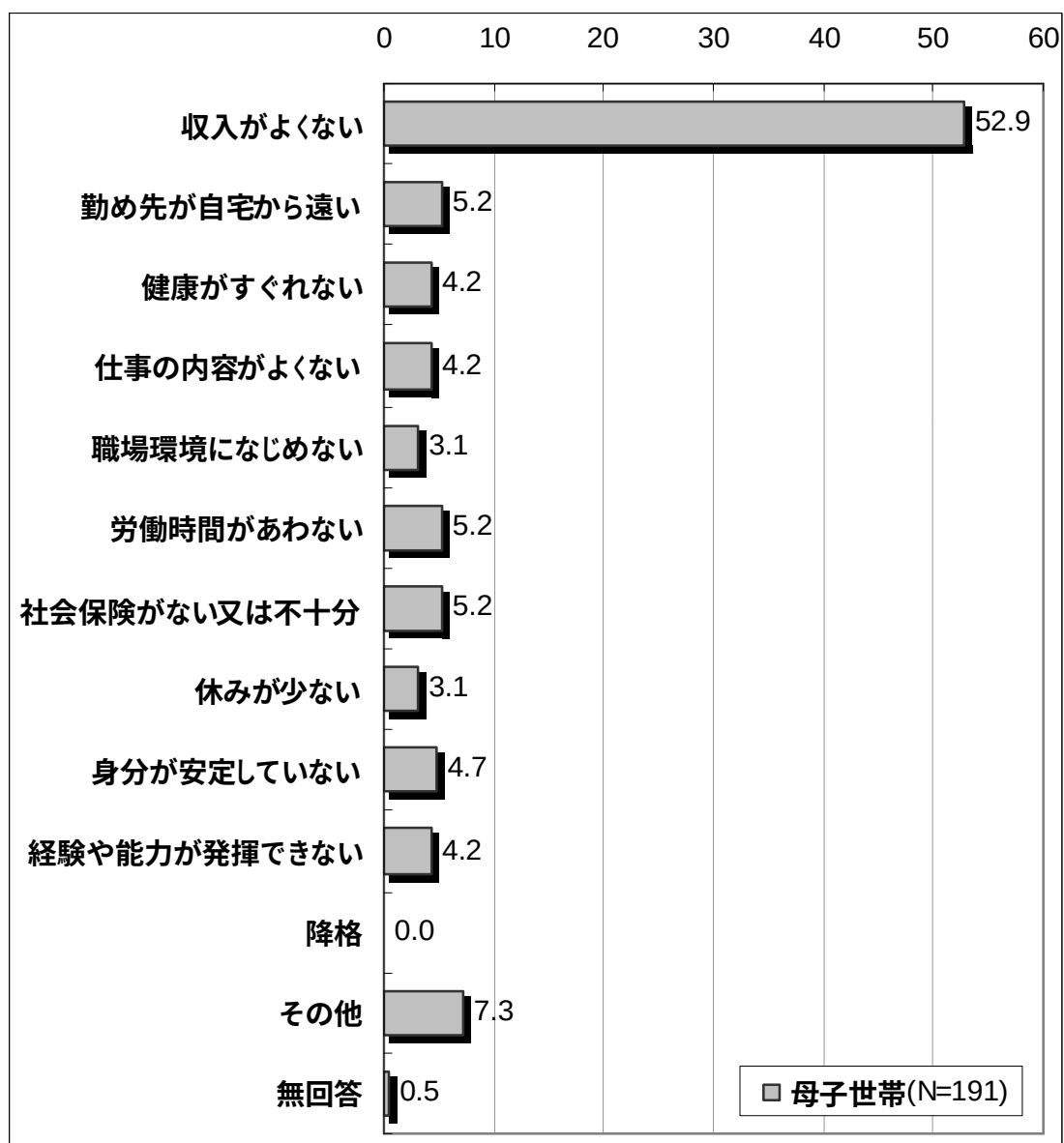


表 12-2 転職希望の理由

%



(3) 経済状況に関する課題

本市におけるひとり親家庭の経済状況は、母子家庭の母は就業しているものの収入が低く、父子家庭の父は母子家庭の母に比べると収入が高くなっています。

しかしながら、「平成 18 年国民生活基礎調査」による全世帯の 1 世帯当たりの平均所得金額 563.8 万円、世帯人員 1 人当たりの平均所得金額 205.9 万円に対し、母子家庭の母の収入は、212.6 万円（全世帯比 37.7%）、世帯人員一人当たりの平均収入額 64.8 万円（31.5%）となっており、また、父子家庭の父の収入は、408.5 万円（72.5%）、世帯人員一人当たりの平均収入 109.8 万円（53.3%）となっており、両者とも平均所得金額以下の厳しい経済状況であることがうかがえます。

特に母子家庭においては、児童扶養手当の支給や母子家庭医療費助成等の経済的支援を実施している中で、厳しい経済状態となっており、将来に渡り自立可能となる経済的支援策等が重要な課題であると考えられます。

①ひとり親家庭の収入状況（表 9（再掲）、表 13）

母子家庭の年間平均収入は 212.6 万円となっていますが、その主な収入を占める年間就労収入は、「100 万円～200 万円未満」40%が最も多く、「200 万円～300 万円未満」19.4%、「50 万円～100 万円未満」16.0%と続いています。

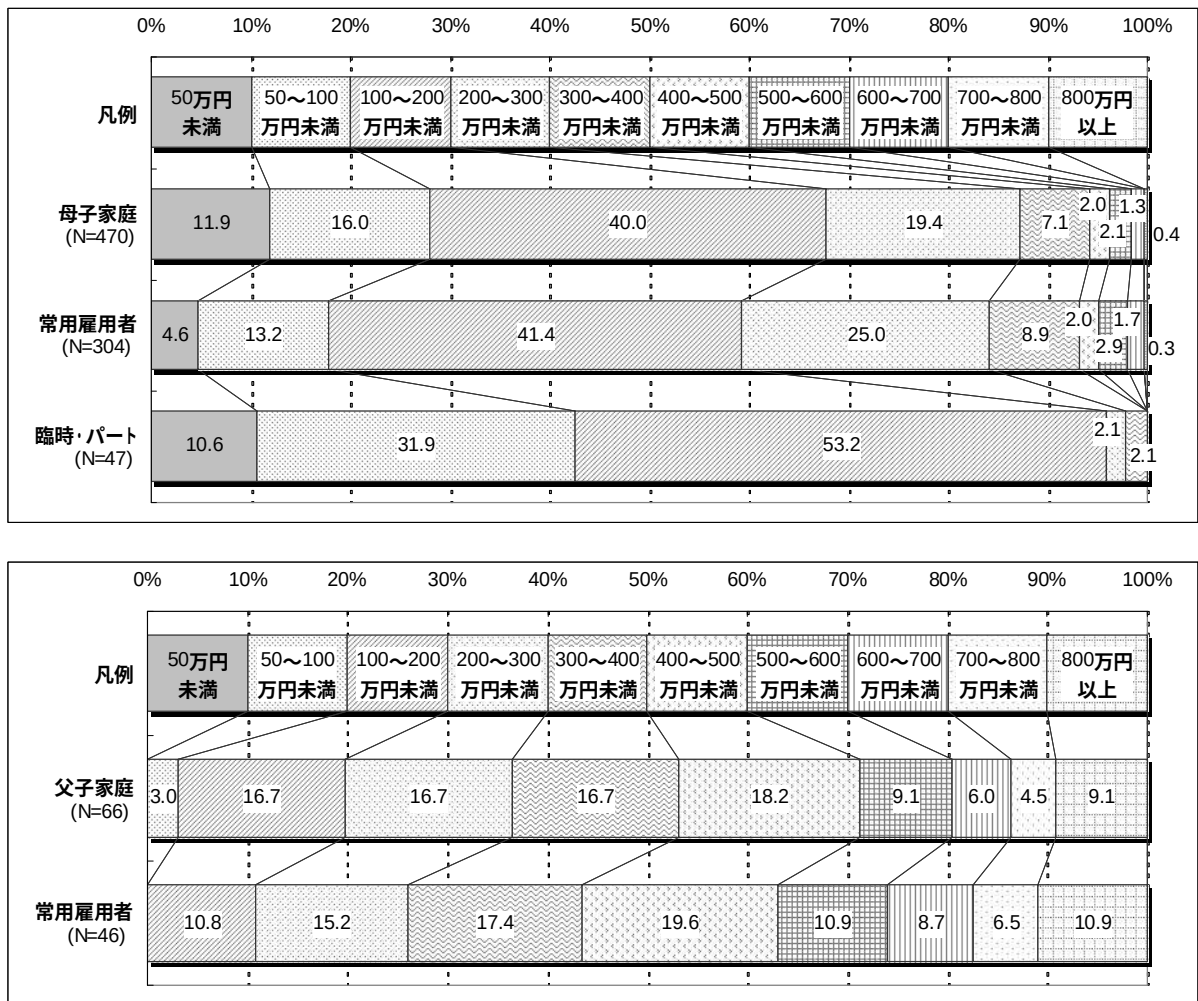
父子家庭の年間平均収入は 408.5 万円となっていますが、その主な収入を占める年間就労収入は、「400 万円～500 万円未満」18.2%が最も多く、「100 万円～200 万円未満」16.7%、「200 万円～300 万円未満」16.7%、「300 万円～400 万円未満」16.7%となっています。その一方で、500 万円以上の収入がある割合は、母子家庭 3.8%に対し父子家庭 28.7%となっています。

表 9 平成 19 年のひとり親家庭の年間収入状況（再掲）

母子 家庭	平均世帯人員	3.28 人	父子 家庭	平均世帯人員	3.72 人
	平均収入 （うち就労収入）	212.6 万円 （175.9 万円）		平均収入 （うち就労収入）	408.5 万円 （402.3 万円）

※平均世帯人員は、同居している祖父母や親兄弟全てを含んだ人数

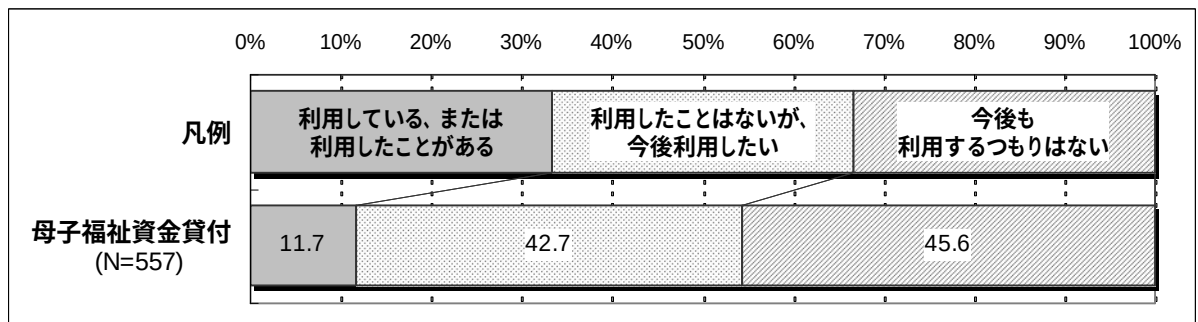
表 13 ひとり親世帯の就業形態別年間就労収入 (上段・・母子世帯 下段・・父子世帯)



②公的福祉資金の活用について (表 14)

公的な経済的支援の1つである母子寡婦福祉資金貸付制度においては、「利用している、利用したことがある」11.7%、「利用したことがないが今後利用したい」42.7%、合わせて 54.4%の母子家庭の母がこのように回答していることから経済的に苦しい現状がうかがえます。

表 14 公的福祉資金の活用について



(4) 養育費に関する課題

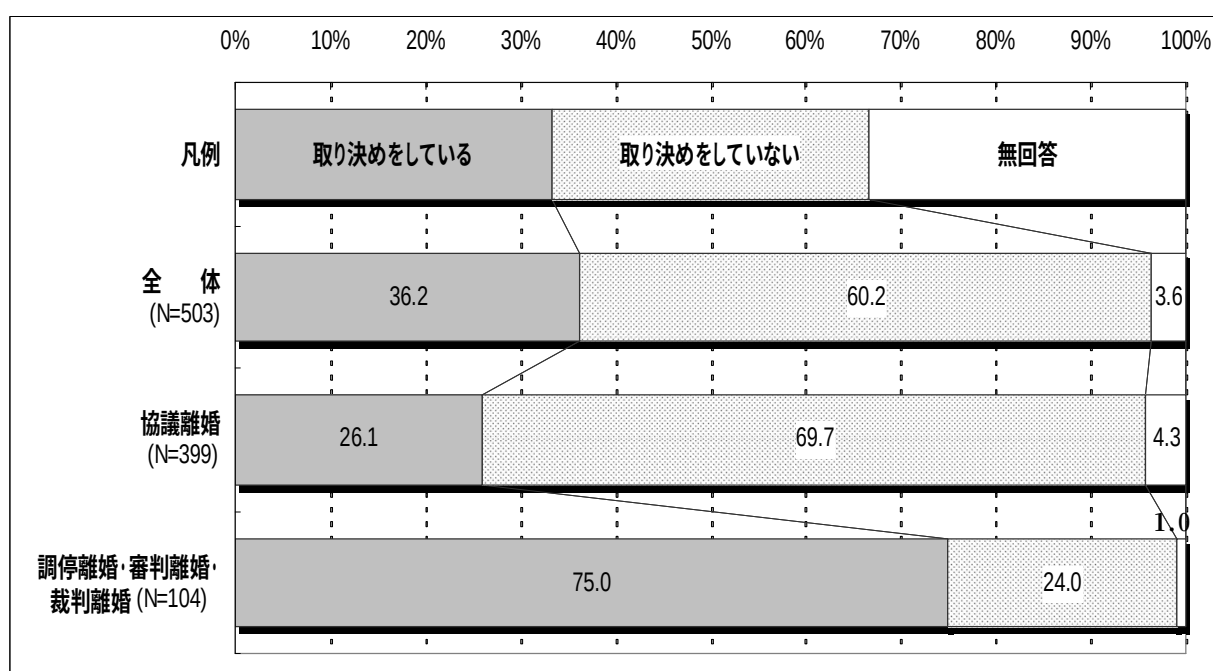
離婚後においても、子どもに対する責任はその両親にあります。母子家庭においては、約 8 割の世帯で養育費の受給がなされていない状況にあります。

国においては、平成 15 年、16 年の民事執行法の改正や、平成 19 年の養育費相談支援センターを創設するなど、養育費の確保に向けた環境整備が図られていることから、こうした制度を有効に活用し、父親から養育費を確保することで母子家庭の厳しい経済状況を改善していくことが重要な課題であると考えられます。

①母子家庭の養育費の取り決め状況（表 15）

母子家庭における養育費の「取り決めている」世帯は 36.2%であり、「取り決めている」世帯は 60.2%となっています。また、協議離婚の母子家庭の方が調停離婚・審判離婚・裁判離婚の母子家庭よりも「取り決めている」割合が高くなっています。

表 15 養育費の取り決め状況等（離婚の方法別）

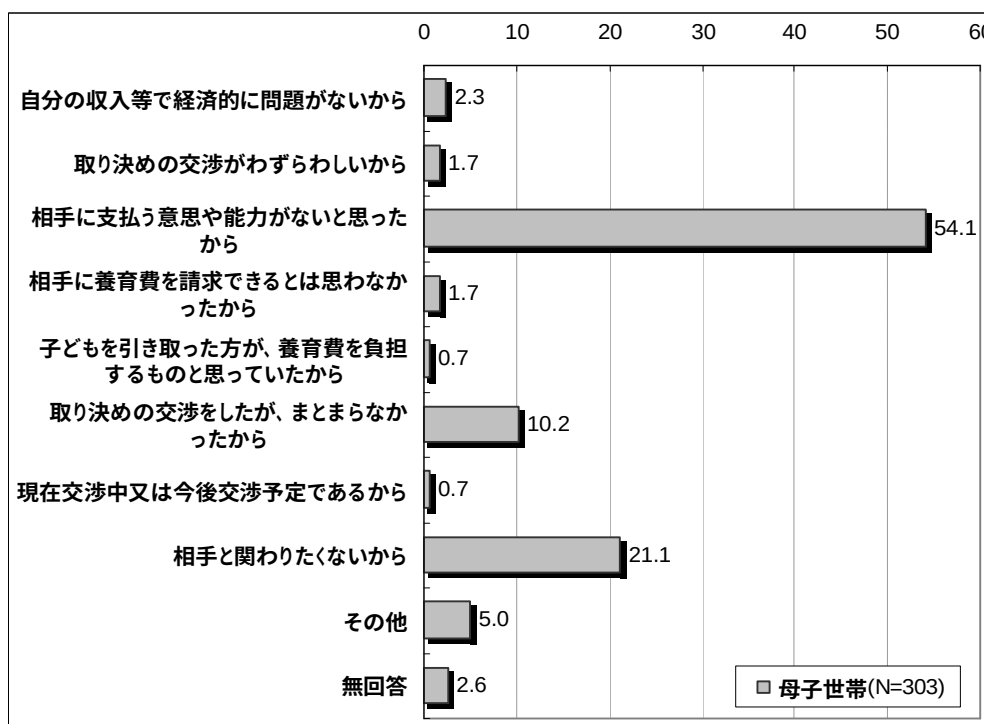


②養育費の取り決めている理由（表 16）

母子家庭の母において「養育費の取り決めている理由」としては、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が 54.1%と最も多く、次いで「相手と関わりたくないから」が 21.1%となっています。

表 16 養育費の取り決めをしていない理由

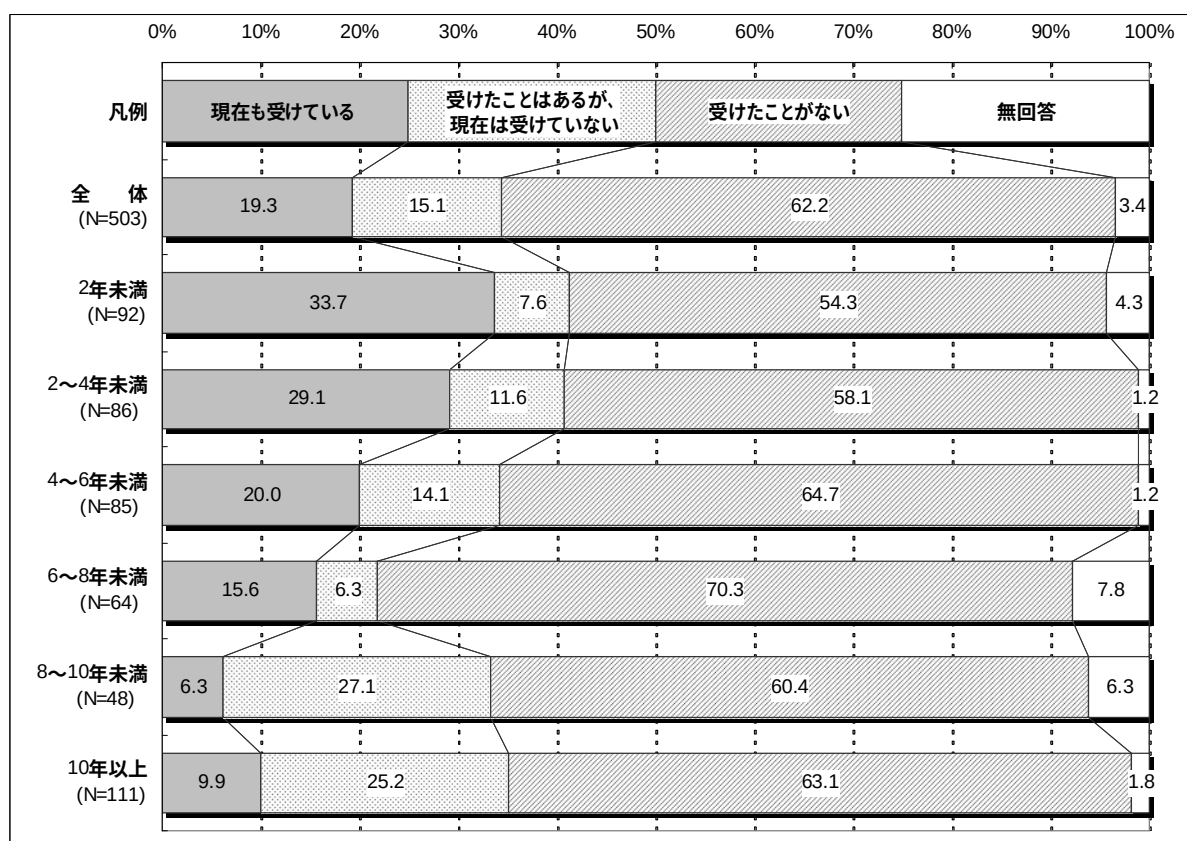
%



③離婚した父親からの養育費の受給状況（表 17）

離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」19.3%であり、「受けたことはあるが、現在は受けていない」15.1%、「受けたことがない」62.2%となっています。

表 17 離婚した父親からの養育費の受給状況



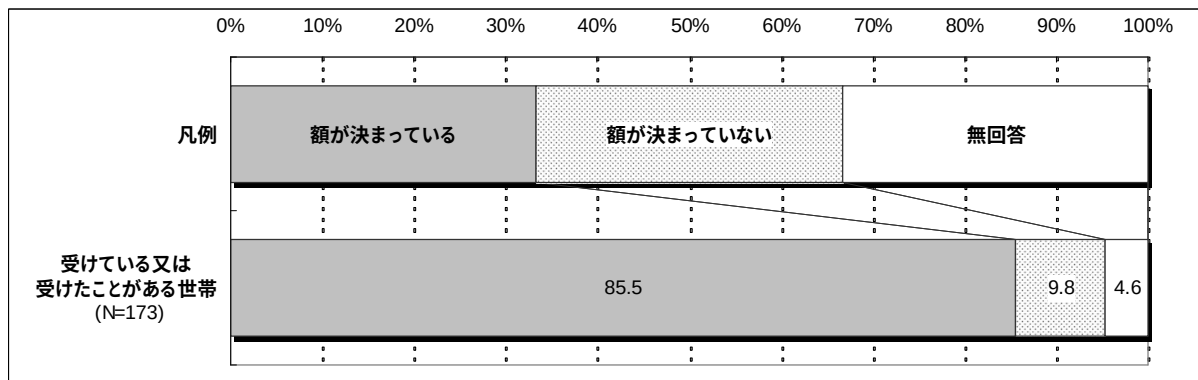
④養育費の額（表18-1、表18-2）

母子世帯の母において「養育費を現在も受けている」又は「受けたことがある」世帯のうち、金額が決まっている世帯の平均月額は43,891円となっています。

表 18 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯の養育費（1世帯平均）の状況
（上段・・・人数 下段・・・％）

	全 体	額 が 決 ま っ て い る								額 が 決 ま っ て い な い	無 回 答
			3 万 円 未 満	3 ～ 5 万 円 未 満	5 ～ 10 万 円 未 満	10 ～ 15 万 円 未 満	15 ～ 20 万 円 未 満	無 回 答	1 世 帯 平 均 月 額		
全体	173	148	30	64	41	11	1	1	43,891	17	8
	100.0	85.5	20.3	43.2	27.7	7.4	0.7	0.7	-	9.8	4.6

表 18-2 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯の養育費の状況



（５）相談に関する課題

ひとり親家庭における様々な問題を解消するためには、親族や知人・隣人等の身近な人の支えも大切ではありますが、一方では、公的機関の関与等により迅速な解決を目指していくことも必要とされており、相談体制のあり方や効果的な情報提供を充実していくことが課題であると考えられます。

①何か問題が起こった時の相談相手について（表１９－１、表１９－２）

母子家庭で「相談相手がいる」と回答したのは、74.9%で最も多く、また、「相談相手がない」と回答した中にも「相談相手がほしい」と回答した世帯が 74.7%となっており、併せて 93.6%の世帯が何らかの相談相手を必要としています。

一方、父子家庭で「相談相手がいる」と回答したのは、57.5%で最も多く、「相談相手がない」と回答した中にも「相談相手がほしい」と回答した世帯が 67.6%となっており、併せて 86.2%の世帯が何らかの相談相手を必要としています。

表 19－1 相談相手の有無

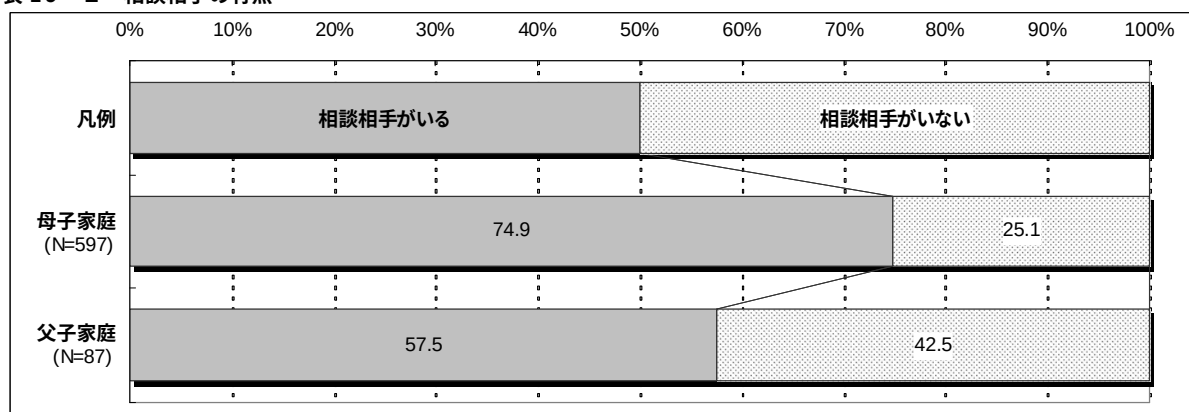
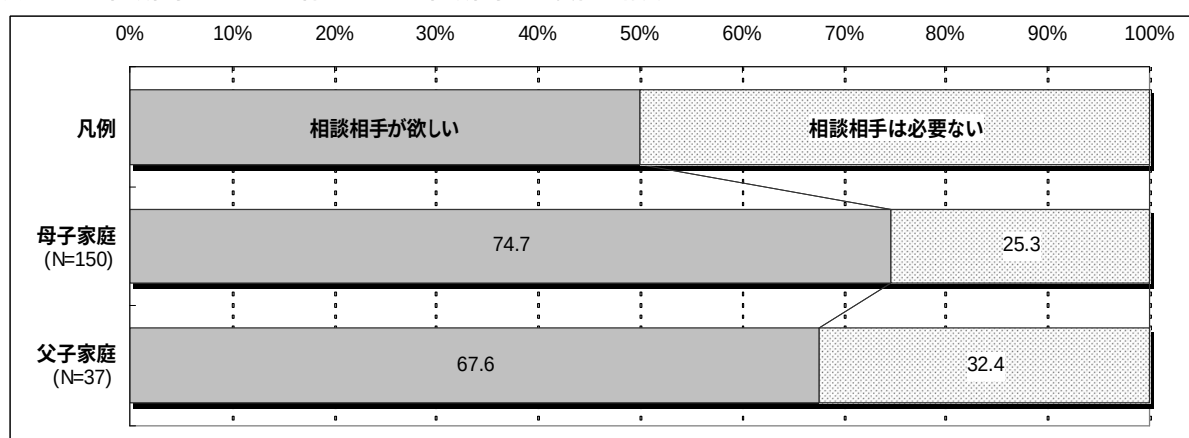


表 19-2 相談相手がないと答えた人で、相談相手の必要性の有無



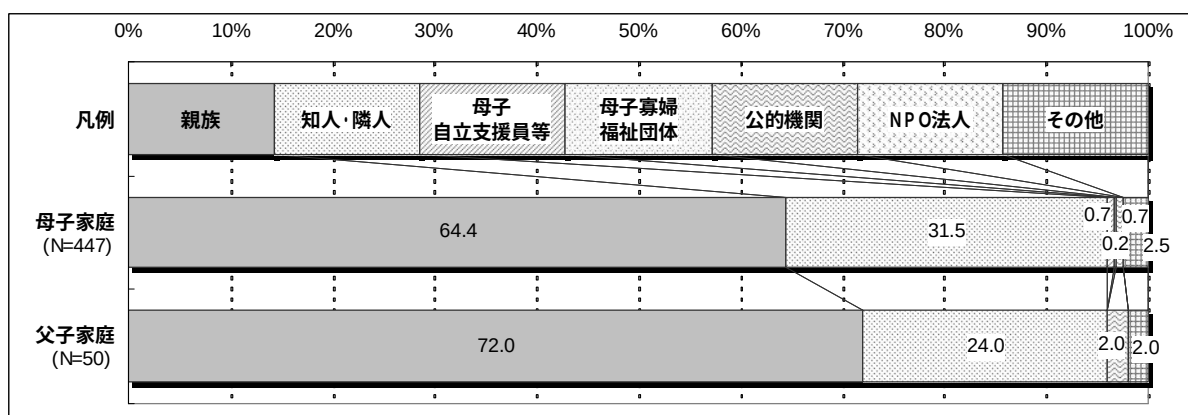
②相談相手の内訳について（表20）

母子家庭では、「親族」64.4%が最も多く、次いで「知人・隣人」31.5%となっています。

父子家庭では、「親族」72.0%が最も多く、次いで「知人・隣人」24.0%となっています。

母子・父子のどちらの家庭も親族の支えが重要であることがうかがえます。

表20 相談相手の内訳（上段・・・人数 下段・・・パーセンテージ）



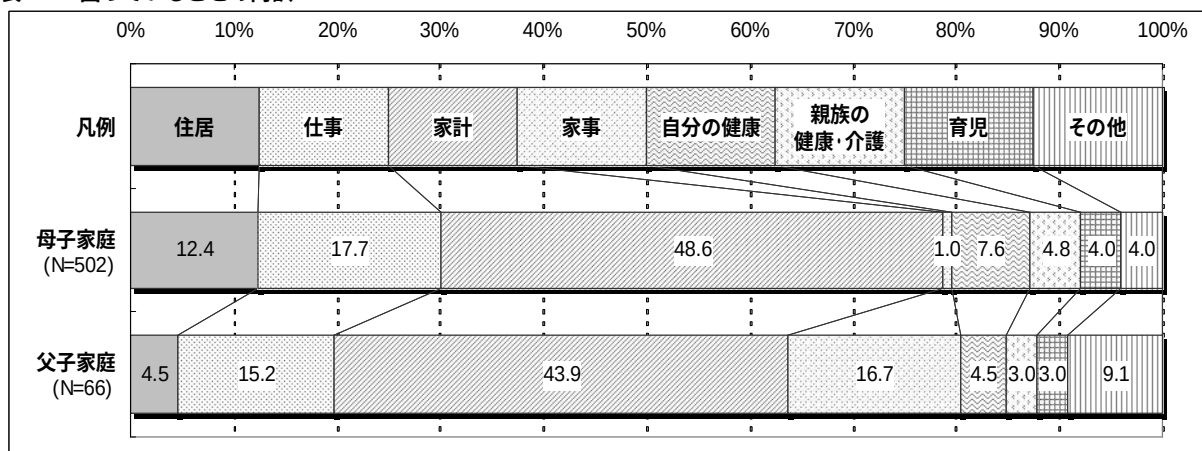
③ひとり親家庭として困っていること（表21）

母子家庭では、「家計」48.6%と最も多く、「仕事」17.7%「住居」12.4%と続いています。

父子家庭では、「家計」43.9%と最も多く、「家事」16.7%「仕事」15.2%と続いています。

母子家庭だけではなく父子家庭においても、困っていることのうち経済的な悩みが大きなウェートを占めていることがうかがえます。

表21 困っていることの内訳



④ひとり親家庭の公的制度の認知度について（表２２－１、２２－２）

母子世帯では、公共職業安定所 63.2%が最も多く、児童相談所 53.5%、民生・児童委員 50.0%と続いています。

父子世帯では、児童相談所 51.7%が最も多く、公共職業安定所 44.9%、民生・児童委員 32.6%と続いています。

表 22-1 母子家庭の利用を対象とした
公的制度の認知度（N=622）

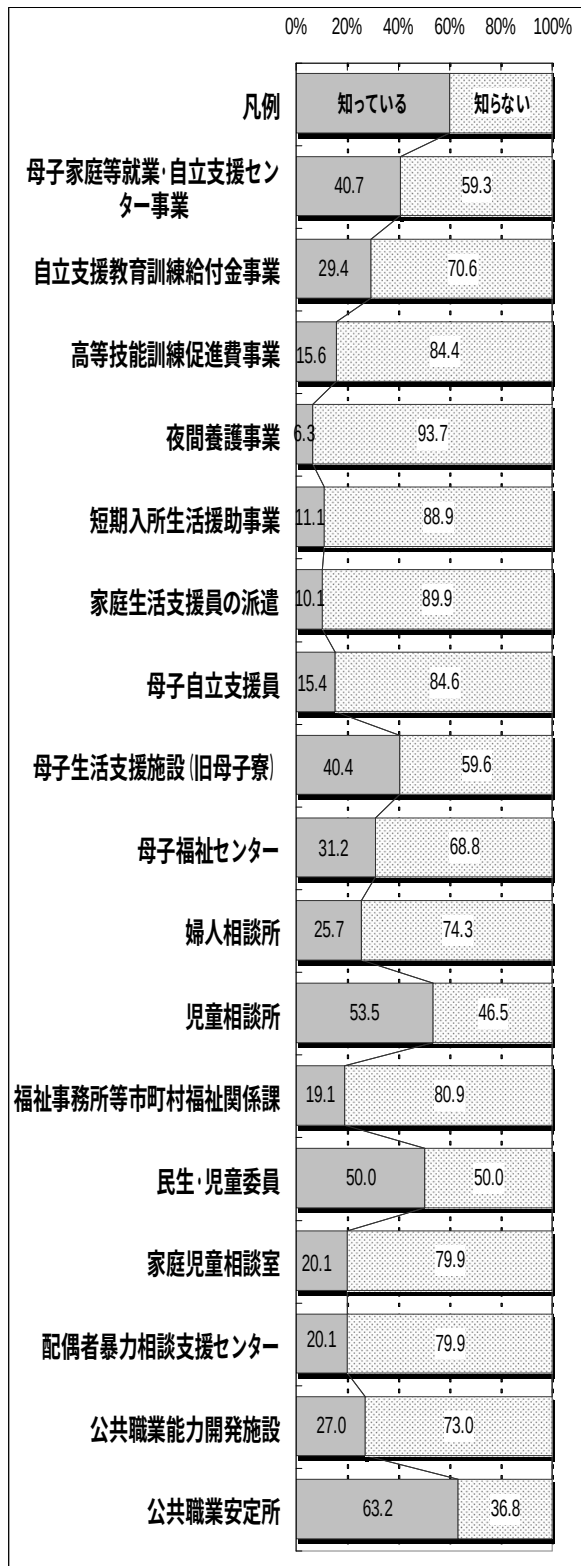


表 22-2 父子家庭を対象とした
公的制度の認知度（N=89）

